

接種券一体型予診票に接種券部分を切り貼りする際の留意点

住所地外の接種費用については、本会から医療機関等へ迅速かつ確実に支払を行う必要があるため、請求にあたっては下記留意事項を順守いただくようお願いいたします。

記

【留意事項】

1	接種券一体型予診票から接種券部分を切り取る際のサイズについて	<u>シール型接種券と同様のサイズで切り取ってください。</u> なお、「シール型接種券と同様のサイズ」とは、OCR ライン及び二次元コードを含みます。
2	接種券一体型予診票から切り取った接種券部分の貼付位置について	<u>予診票右上の接種券貼付け枠の左隅に合わせ、点線に沿ってまっすぐに貼り付けてください。</u>
3	接種券一体型予診票から切り取った接種券部分の貼付方法について	<u>接種券部分裏面に“のり”を全面塗布し貼り付けてください。</u> なお、他の予診票との接着を防止する観点から、貼付の際は“のり”がはみ出さないようご注意ください。 ※スティックのりのご使用にご協力ください。
4	接種券一体型予診票から切り取った接種券部分を貼付可能な対象者について	<u>千葉県の住民の予診票についてのみ貼付可能です。</u> 千葉県以外の住民の予診票について、切り貼りは行わないでください。 ※千葉県以外の住民の場合は、令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡をご参照ください。 ※なお、1都6県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県）につきましては、千葉県の住民の予診票と同様に切り貼りでのご請求が可能となります。